

(平成26年12月10日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認北海道地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

2 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 1 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年3月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年3月から48年3月まで

申立期間の私の国民年金保険料について、母が納付したと昭和50年か51年頃に母から聞いたが、年金記録では未納となっている。

国民年金保険料の納付を証明する領収証書等はないが、申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る申立人の国民年金保険料を母親が納付したことを昭和50年か51年頃に母親から聞いたと主張しているが、申立人は申立期間の国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与していない上、申立人の申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料納付を行っていたとする申立人の母親は既に死亡していることから、申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立人は、母親が申立期間に係る国民年金保険料を納付したのは、昭和48年か49年頃ではないかと推測しており、申立人は申立期間当時大学生であったが、A市からの文書等による説明で、国民年金は強制加入であり在学中は保険料の納付猶予を選択できること、及び猶予期間は大学卒業後2年以内であることを認識していたと主張しているが、20歳以上の学生に国民年金の加入が義務づけられたのは平成3年4月からで、それ以前は学生の加入は任意であり、申立期間当時、学生の保険料の納付に係る猶予制度は無かった。

さらに、オンライン記録を調査しても、申立人には、申立期間当時、国民年金に加入していれば必ず付番された国民年金手帳記号番号が無い上、国民年金手帳記号番号払出簿においても、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらないことから、申立人は、申立期間当時、国民年金に未加入

であり、国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 3 月 1 日から同年 6 月 30 日まで

申立期間は、地方公共団体のA部に臨時職員として勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたと思うが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等はないが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の勤務状況に関する具体的主張及びA部の後継組織であるB部から提供された資料から判断すると、申立人は、期間は特定できないものの、申立期間中にA部に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、B部は、「臨時職員の任用に係る書類の保存年限は5年であり、申立期間当時の臨時職員の任用の有無等の事実を確認できる書類は保存されていないため、申立人の任用状況については不明である。」としており、申立人の申立期間における勤務実態、厚生年金保険の適用状況及び同保険料控除について確認することができない。

また、申立人が一緒に勤務していたとして名前を挙げた同僚3人のうち生存及び所在が確認できた1人及びB部から提供された資料により、申立期間当時、A部C課とD室が同じであった同部E事務局の職員であったことが確認できた3人の計4人に照会したものの、いずれも「申立人のことは覚えていない。臨時職員の任用関係については、担当でなかったので何も分からない。」と回答しており、申立人の申立内容を裏付ける証言は得られなかった。

さらに、A部に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原

票」という。)により、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者であったことが確認でき、かつ、生存及び所在が確認できた6人及び当該6人のうち1人から名前が挙がった申立期間当時の同部C課の庶務担当職員の計7人に照会し、6人から回答が得られたが、いずれも申立人のことを記憶しておらず、申立人の申立内容を裏付ける証言は得られなかった。

加えて、上記被保険者原票を確認したが、申立人が一緒に勤務していたとする姓のみを記憶する臨時職員と同姓の者が、被保険者であった形跡は無い。

その上、上記被保険者原票に申立人の名前は無く、一方、健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。